



投票目的で職場を 離れることに関して

投票所は各選挙日の午前7時から午後8時まで開いています。その時間帯が勤務予定の場合、California州法により、投票のために2時間まで、有給で職場を離れることが認められています。

投票には必要なだけ時間を取ることができますが、有給となるのはそのうち2時間のみです。

投票のために職場を離れる時間は、雇用主との特別な取り決めがない限り、予定勤務時間の始め、または終わりの時間帯のみです。

勤務時間中に投票目的で職場を離れる必要があると判断した場合、選挙日の遅くとも2勤務日前までに雇用主に申し出なければなりません。

California 選挙法規第14000項